

平成 20 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 西 京 銀 行  
代 表 者 名 取締役頭取 渡邊 孝夫  
問 合 せ 先 総合企画部長 金丸 眞明  
(TEL 0834-22-7669)

### 第三者割当による新株式（第一種優先株式）発行に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会において優先株式の発行に必要な定款変更等が承認されることを条件として、第三者割当の方法による株式会社西京銀行第一種優先株式（以下「第一種優先株式」という。）を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### I. 第三者割当による新株式発行の目的

当行は前年度において、不安定な株式市況等の影響により 56 億 40 百万円の連結当期純損失を計上した結果、連結自己資本比率は 7.38%（平成 20 年 3 月末現在）と前年度末 9.67%から低下いたしました。この水準は、銀行法上の自己資本比率の国内基準（4%）を大きく上回っており、当行の健全性に問題がある状況ではないものの、今後、積極的な業務展開を通じて企業価値の向上を図る上で自己資本の充実が必要であると判断し、新株式を発行することといたしました。

#### II. 第一種優先株式の発行概要

##### 1. 募集株式の名称

株式会社西京銀行第一種優先株式（以下「第一種優先株式」という。）

##### 2. 募集株式の数

3,000,000 株

##### 3. 払込金額

総額 3,000,000,000 円（1 株につき 1,000 円）

##### 4. 増加する資本金の額

1,500,000,000 円（1 株につき 500 円）

##### 5. 増加する資本準備金の額

1,500,000,000 円（1 株につき 500 円）

##### 6. 申込期日

平成 20 年 6 月 27 日

本報道発表文は、当行の第一種優先株式発行に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 払込期日

平成 20 年 6 月 30 日

8. 申込・払込取扱場所

当銀行本店

9. 募集方法

第三者割当の方法により、当銀行の取引先を中心に割り当てる。

10. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

当銀行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式 1 株当たり、第一種優先株式の払込金額（1,000 円）に対し、年率 3.50%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（平成 21 年 3 月 31 日に終了する事業年度にあつては平成 20 年 6 月 30 日。いずれにおいても同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1 か月未満の期間については年 365 日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）により算出される額の金銭を支払う（以下、事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第一種優先配当金」という。）。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に剰余金の配当を行ったときは、かかる剰余金の配当の累積額を控除する。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に支払われた剰余金の配当の合計額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

11. 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式 1 株当たりの残余財産分配額として、1,000 円を限度に金銭を支払う。

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

12. 議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

13. 種類株主総会

当銀行が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、第一種優先株主を構

本報道発表文は、当行の第一種優先株式発行に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

成員とする種類株主総会の決議を要しない。

14. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

当銀行は、法令に定める場合を除き、第一種優先株式について株式の分割または併合を行わない。

当銀行は、第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

15. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

第一種優先株主は、下記第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、下記第(2)号に定める条件で、当銀行が第一種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

平成23年7月1日から平成28年6月30日まで

(2) 取得の条件

- ① 第一種優先株式は、次に定める条件により当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行に取得させることができる。なお、第一種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{(第一種優先株主が取得を請求した第一種優先株式の払込金額の総額)}}{\text{取得価額}}$$

② 取得価額

イ 当初取得価額

当初取得価額は、191円とする。

ロ 取得価額の調整

- (a) 当銀行は、第一種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当銀行の発行済普通株式数から当該日における当銀行の有する普通株式数を控除したものとす。取得価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式の分

本報道発表文は、当行の第一種優先株式発行に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。取得価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)および(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(iii)で定める対価の額とする。

(b) 取得価額調整式により第一種優先株式の取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含み、当銀行の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。）

調整後の取得価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当銀行普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の取得価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに調整前の取得価額を下回る対価（以下に定義される。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、または調整前の取得価額を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためま

たは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の取得価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。本(iii)における「対価」とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額）から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(d) 上記(b)に定める取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当銀行取締役会が合理的に判断するときには、当銀行は、必要な取得価額の調整を行う。

(i) 合併、株式交換、株式移転、吸収分割または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当銀行の発行済普通株式の株式数の変更または変更の可能性の生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

(e) 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満の場合は、取得価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後に取得価額の調整を行う場合には、調整前取得価額は当該差額を差し引いた額とする。

③ 取得請求受付場所

当銀行本店

④ 取得の効力発生

取得請求書および第一種優先株式の株券が上記③に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当銀行は、第一種優先株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当銀行がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。ただし、第一種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出を要しない。

16. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

当銀行は、平成28年7月1日以降の日で当銀行取締役会の決議で定める日をもって、第一種優先株式の全部または一部を取得し、これと引換えに、第一種優先株式1株につき1,000円の金

金を交付することができる。当銀行が第一種優先株式の一部を取得する場合は、取得する第一種優先株式はあん分比例の方法により決定し、あん分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。

17. その他

上記各項については、必要な定款変更および諸法令に基づく手続が完了していることを条件とする。

III. その他

1. 新規発行による手取金の額および使途

(1) 手取金の額（予定）

払込金額の総額	3,000,000,000 円
発行諸費用の概算額	30,000,000 円
差引手取概算額	2,970,000,000 円

（注）上限である 3,000,000 株が発行された場合

(2) 手取金の使途

運転資金ならびに店舗等の設備資金に充当

2. 本増資の日程

平成 20 年 5 月 30 日（金）	新株発行（本増資）に関する取締役会決議（本日）
平成 20 年 6 月 25 日（水）	定時株主総会（予定）
平成 20 年 6 月 27 日（金）	申込期日（予定）
平成 20 年 6 月 30 日（月）	払込期日（予定）

以上